

諮問日：令和5年3月6日（令和4年度（情）諮問第33号）

答申日：令和5年8月30日（令和5年度（情）答申第12号）

件名：大阪家庭裁判所における特定の裁判官の訴追請求等及び特定の裁判所書記官についての除斥等に関する文書の不開示判断（存否応答拒否、開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断及び司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下、併せて「原判断」という。）は、いずれも妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪家庭裁判所長が令和4年12月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 特定の裁判官についての訴追請求に関する情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書イ又はハに当たするため、開示とするのが相当である。
- 2 裁判官又は裁判所書記官の除斥又は忌避の申立ては裁判官会議等で審理すべきである。
- 3 審判が申出された以降は、司法行政文書であると考え対応しなければならない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 大阪家庭裁判所は、別紙の1の開示申出の内容について、「特定の裁判官についての訴追請求に関する文書」（以下「申出事項①」という。）及び「特定の裁判官についての除斥又は忌避に関する文書」（以下「申出事項②」という。）、別紙の2の開示申出の内容について、③「特定の裁判所書記官についての除斥又は忌避に関する文書」（以下「申出事項③」という。）の開示を求めるものと整理した。

2 まず、本件開示申出文書のうち、申出事項①の特定の裁判官についての訴追請求に関する文書の存否を明らかにすると、当該裁判官に対する訴追の請求を検討した事実や当該裁判官が訴追された事実の有無という個人に関する情報を開示することとなり、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。

苦情申出人は、特定の裁判官についての訴追請求に関する情報は、法5条1号ただし書イ又はハに当たるため、開示とするのが相当である旨主張するが、特定の裁判官についての訴追請求に関する情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない。また、訴追請求の対象となることは、公務員の職及び職務遂行の内容に係るものではないことから職務遂行情報にも当たらない。

3 次に、苦情申出人は、申出事項②及び申出事項③について、裁判官又は裁判所書記官の除斥又は忌避の申立ては裁判官会議等で審理すべきである旨や審判が申出された以降は、司法行政文書であると考え対応しなければならない旨等を主張する。

この点、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は、司法行政文書には含まれず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

そして、裁判官又は裁判所書記官の除斥又は忌避の手続は、家事事件手続法10条、11条及び13条等に規定された裁判手続であり、申出事項②及び申出事項③に係る対象文書は、裁判手続において作成又は取得され、事件記録に編てつされている文書が想定されるどころ、これは裁判事務に関する文書であり、司法行政文書には当たらない。

なお、事件簿には、除斥又は忌避の対象となった裁判官又は裁判所書記官の氏名を記載することを義務付けた規定はなく、現に、大阪家庭裁判所においても、そのような対応をしていないところ、申出事項②及び申出事項③が特定の裁判官又は特定の裁判所書記官についての除斥又は忌避に関する文書の開示を求めるものであることから、事件簿は、申出事項②及び申出事項③に係る対象文書に該当しない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月14日 審議
- ④ 同年8月25日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 申出事項①について

特定の裁判官についての訴追請求に関する文書の存否を明らかにすると、当該裁判官に対する訴追の請求を検討した事実や当該裁判官が訴追された事実の有無を開示することとなるが、これらの事実に係る情報は、当該裁判官の個人に関する情報であり、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、特定の裁判官についての訴追請求に関する情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとはいえないから、同号ただし書イには相当せず、当該裁判官の職務遂行に係る情報に

該当するともいえないから、同号ただし書ハにも相当しない（令和3年度（情）答申第45号参照）。

## 2 申出事項②及び申出事項③について

取扱要綱によれば、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされており、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれない。

申出事項②及び申出事項③に係る対象文書は、家事事件手続法10条、11条及び13条の規定に基づく裁判手続において作成され又は取得され、事件記録に編てつされている文書であって、裁判事務に関する文書に当たる。また、当委員会庶務を通じて確認した結果、司法行政部門が、裁判手続である除斥又は忌避の申立てに関与することは想定されず、個別の事件の内容や対象者等について報告を求めるなどの情報収集もされていないものと認められる。

したがって、本件開示申出文書は裁判事務に関する文書であって司法行政文書には該当しないから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

## 3 以上のとおり、原判断については、申出事項①につき開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められ、申出事項②及び申出事項③につき、いずれも開示申出文書が裁判事務に関する文書として司法行政文書開示手続の対象とはならないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子

## 別紙

特定の裁判官と特定の裁判所書記官に関し、刑事事件、民事事件、家事事件にかかわらず貴庁内で保管する下記文書、記録等のすべて

- 1 特定の裁判官については訴追請求にかかわるすべての文書、記録等と裁判官の除斥、裁判官の忌避にかかわるすべての文書、記録等
- 2 特定の裁判所書記官については、裁判所書記官の除斥及び忌避にかかわるすべての文書、記録等